

佐賀県介護保険審査会被保険者代表委員公募要領

(趣旨)

第1条 この要領は、介護保険法（以下「法」という。）第184条に規定する「介護保険審査会」の委員選任について、法第185条第1項第1号に規定する被保険者を代表する委員（以下「被保険者代表委員」という。）を公募により選任するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(応募の資格)

第2条 応募の資格は県内に住所を有する 40歳以上かつ介護保険制度に関心がある者とする。また、平日の日中の会議に出席できることを条件とする。

(公募委員数)

第3条 被保険者代表委員の数は3人とする。

(公募委員の公募方法)

第4条 公募は、佐賀県ホームページへの掲載その他の方法により広く周知するものとし、1か月程度の募集期間を設けるものとする。

2 応募者には略歴及び作文の提出を求めるものとする。

(委員の選考)

第5条 応募者について、提出書類を審査の上、委員候補者を選考するものとする。

2 選考に当たっては、年齢及び男女別のバランス等を考慮するものとする。

(選考結果の通知)

第6条 選考結果は、全ての応募者に対し通知するものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、公募及び選考に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

1 この要領は平成19年1月31日から実施するものとする。

附 則

この要領は令和7年1月10日から適用するものとする。